

## 繰延税金資産の回収可能性に関する見直しの議論 2

前回、10月号から引き続いての論点のご紹介です。企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 26 年 10 月 23 日に第 298 回企業会計基準委員会を開催し、税効果会計に係る繰延税金資産の回収可能性の見直しについて、審議がなされました。以下では、そこで議論がなされた主な論点について、ご紹介させて頂きたいと思えます。

### ・過去及び将来の考慮に関する論点

現状の運用では、回収可能性を判断する際に、過度に過去の業績等を重視し過ぎているという意見がありました。そもそも、繰延税金資産の回収可能性の判断とは、将来の収益力に基づく課税所得の充分性、すなわち将来に課税所得が発生する可能性が高いかどうかのポイントであります。当委員会では、過去の業績等のみを重視することなく、過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案するように見直すことを検討することが考えられています。

### ・見積可能期間に関する論点

監査委員会報告第 66 号における例示区分 3 号及び 4 号ただし書きに該当する場合、「おおむね」や「原則として」という表現が用いられているものの、実務的には 5 年ないし 1 年を超える期間の課税所得を見積ることが認められていないという意見があります。当委員会では、上記数値基準について柔軟性を持たせることを検討することが考えられています。

### ・スケジュールリング不能な将来減算一時差異に関する論点

スケジュールリング不能な将来減算一時差異について、例示区分 1 号の場合は繰延税金資産の全額を計上できますが、例示区分 2 号に該当する企業の場合は一律に繰延税金資産を計上することができないとする定めに対し、企業の実態を反映しない場合があるとの意見があります。この点、考え方を整理した上で、例示区分 2 号についてのスケジュールリング不能な将来減算一時差異の取扱いを見直すことを検討することが考えられています。

### ・会計基準間の整合性に係る論点

監査委員会報告第 66 号例示区分 3 号・4 号ただし書きに該当する場合、建物の減価償却超過額について将来の合理的な見積可能期間を超えた部分の繰延税金資産は計上できるのに対し、監査委員会報告 70 号では、償却資産の減損損失について、当該期間を超えた部分については繰延税金資産を計上できないとされています。この点、当該論点に整合性を持たせるべきとの意見もありますが、実務への影響性の大きさから、当面は対応を図らないという方向での意見が多いようです。

以上